

# 階上町森林整備計画

計画期間 自 令和 2年4月 1日  
至 令和1 2年3月3 1日

令和2年3月樹立

青 森 県 階 上 町

# 目 次

	ページ
I 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	6
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	6
1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	7
(1) 人工造林の対象樹種	7
(2) 人工造林の標準的な方法	7
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	8
2 天然更新に関する事項	8
(1) 天然更新の対象樹種	8
(2) 天然更新の標準的な方法	8
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
(1) 更新に係る対象樹種	10
(2) 生育し得る最大の立木の本数	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の作業種別の標準的な方法	11
3 その他必要な事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
(1) 水源の <sup>かんよう</sup> 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	13
(2) 水源涵養機能以外の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
(1) 区域の設定	16

(2) 森林施業の方法	16
3 その他必要な事項	19
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5 その他必要な事項	20
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4 その他必要な事項	20
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1 路網等の整備に関する事項	20
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
(3) 作業路網の整備に関する事項	22
(4) その他必要な事項	22
第8 その他必要な事項	22
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
4 その他必要な事項	23
Ⅲ 森林の保護に関する事項	24
第1 鳥獣害の防止に関する事項	24
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2 その他必要な事項	24
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	24
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	24
(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法	24
(2) その他	24
2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	24
3 林野火災の予防の方法	24
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5 その他必要な事項	24
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	25
1 保健機能森林の区域	25
2 保健機能森林の区域内の森林における造林・保育・伐採その他の施業の方法	25
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	25
(1) 森林保健施設の整備	25
(2) 立木の期待平均樹高	25

4	その他必要な事項	25
V	その他森林の整備のために必要な事項	26
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
(1)	Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽	26
(2)	Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法	26
(3)	Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
(4)	Ⅲの森林の保護に関する事項	26
(5)	森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	26
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	28
5	住民参加による森林の整備に関する事項	28
(1)	地域住民参加による取り組みに関する事項	28
(2)	上下流連携による取り組みに関する事項	28
(3)	法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加推進対策	28
(4)	その他	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	29

付属参考資料

(1)	人口及び就業構造	30
①	年齢層別人口動態	30
②	産業部門別就業者数等	31
(2)	土地利用	31
(3)	森林転用面積	32
(4)	森林資源の現況等	32
①	保有者形態別森林面積	32
②	在町者・不在町者別私有林面積	32
③	民有林の齡級別面積	32
④	保有山林面積規模別林家数	33
⑤	作業路網の状況	33
(5)	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	33
(6)	階上町における林業の位置付け	33
①	産業別総生産額	33
②	製造業の事業所数・従事者数・現金給与総額	33
(7)	林業関係の就業状況	34
(8)	林業機械等設置状況	34
(9)	特用林産物の生産概況	34
(10)	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	34
(11)	その他必要なもの	34

# I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、青森県の最東南端に位置し、南部には北上山脈の一部を形成している階上岳が東西に横たわり、稜線は岩手県との県境となっており、青森県側と海岸線は三陸復興国立公園区域となっています。

この階上岳の裾野に広がる丘陵地に耕作地が開けており、海岸線と丘陵地に集落が形成されています。

本町の総面積は9,401haで、その内約58%にあたる5,433haを森林が占めており、5,338haが民有林、95haが国有林となっています。民有林の約59%がスギ、アカマツを主体とした人工林で、人工林率は県平均とほぼ同じとなっています。さらに、民有林の人工林における齢級構成は40～50年生がピークで本格的な利用期を迎えており、今後、再造林や間伐等を適正に実施していくことが重要なこととなっています。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に推進されるべき人工林地帯、さらには、広葉樹が生育する天然生林まで多彩な森林構成になっており、また、水源涵養機能を重視した広葉樹林地帯については、集水区域における適正な育成施業を推進することが重要です。

人工林地帯については、適正な保育、間伐に努めるとともに、伐期を迎える林分については、環境に優しい素材である木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進することが重要です。

広葉樹が広く在する天然生林については、不良木の除去等修景に努めるとともに、天然更新補助や保育等の森林造成施業を積極的に推進することが重要です。

森林総合利用施設については、自然と触れ合いの場として活用が期待されるため、特に鳥屋部・階上岳地区の森林公園における各施設及びこれらと一体的な森林の整備を図っていくことが望まれています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するものとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能毎に、その機能の発揮上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

表1-1

水源涵養機能 <small>かんよう</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林、樹根又は表土を保全するための人工造林又は更新補助作業により土壌の流出や崩壊が防止されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音や風を防ぐために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林及び汚染物質の吸着率が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として、地球環境保全機能があるが、これらについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとするものとします。

表1-2 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能<sup>かんよう</sup></p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するものとします。</p> <p>利水施設上流部において、水源涵養<sup>かんよう</sup>の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とするものとします。</p>
<p>山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するものとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とするものとします。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進するものとします。</p> <p>快適な環境の保全のための指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進するものとします。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するものとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進するものとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全するものとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進するものとします。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とするものとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とするものとします。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。



### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

三八上北流域林業活性化センターの方針の下に県、町、森林所有者、森林組合、林業事業団体、森林管理署等との相互の連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸政策の総合的な実施を計画的に推進します。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としての主要な樹種の標準伐期齢は次のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域を通じ制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではありません。

表2-1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	広 葉 樹	
					きのこ原木用	その他
町内全域	45年	40年	40年	55年	20年	30年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、自然条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐等の伐採方法の設定その他必要な事項について、次のとおり定めます。また、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯（おおむね周辺の森林の樹高程度）を設け適確な更新を図ることとします。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下）の伐採とするものとします。

#### 3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第10条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に務めることとします。

加えて、当町においては松くい虫被害が発生していないものの、被害の未然防止の観点から、6月から9月までのマツ類の伐採は控えるものとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然・立地条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定し、伐採が終了してからおおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽するものとします。

人工造林の対象樹種は、次のとおりです。

表2-2 人工造林対象樹種

区 分	人工造林の対象樹種	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、ヒバ、ケヤキ、ナラ類、ブナ等	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法を勘案するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針として、次のとおり定めます。

表2-3 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/h a)
スギ、イチイ	1,000(疎)～3,000(中)～3,500(密)
カラマツ、ヒバ	1,500(疎)～3,000(中)～3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎)～4,000(中)～5,000(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎)～3,000(中)～4,000(密)
キリ	300(疎)～ 450(中)～ 600(密)

注1 その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によります。

2 保安林で植栽指定のある場合には、その指定樹種及び本数とします。

3 複層林化や混合林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層記の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽するものとします。

4 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局の指導により植栽するものとします。

## イ その他人工造林の方法

人工造林の方法は、既往の造林方法等を勘案して次の表のとおりとします。

表2-4 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地持えの方法	伐採木及び枝条等が支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意します。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めます。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が休止した時期（10～11月）に行います。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定した森林や皆伐を行った森林に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、既往の施業等から見て、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

### (1) 天然更新の対象樹種

更新樹種の中から、適地適木を旨として、立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

表2-5 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹、ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、センノキ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準と成る期待成立本数を次のとおりとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとします。なお、草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

表 2-6 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 (本/ha)
針葉樹、ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、センノキ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ	10,000

また、適確な天然更新を確保するため、必要な天然更新の補助作業を次の表のとおりとします。

※草丈：林床植生高より樹高が一定程度高い稚樹が前述の密度になった段階で更新が完了と認定されるので、人工林、天然林内の占有度の高い植物の丈とする。例えば、ササの場合 1 m 又は 2 m 等、また草本類が主の場合は、30 cm とする。

表 2-7 天然更新補助作業の標準的な方法

地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行うものとします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとします
植込み	天然下種更新の不十分な所に必要な本数を植栽するものとします。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる 2～5 年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たり、仕立て本数 3～5 本を目安として、ぼう芽整理（芽かき）を行うものとします。

#### イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況については、本町において適用する天然更新完了基準（県で定めたもの）により、伐採跡地の天然更新の完了を確認します。

確認の際に、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実の更新を図るべきものとします。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林の早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内とします。

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

#### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の

命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)によります。

(2) 生育し得る最大の立木本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を次のとおりとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新すべきものとします。なお、草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

表2-8

対象樹種	生育し得る最大の立木本数として想定される本数
スギ、アカマツ、カラマツ、ヒバ、ケヤキ等、ブナ類、ナラ類	10,000本

5 その他必要な事項

ア シイタケ原木としてコナラ等の造林を行っている地区については、原木の持続的な供給を図る観点から、ぼう芽更新を推進します。

なお、ぼう芽更新の補助作業として、目的樹種の稚樹の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、目的採種が成立しない箇所については捕植を行い、ha当たりの成立木数をおおむね4,000~5,000本とします。

イ 住民の憩いの場としての森林公園における整備に当たっては、整理伐採後の針葉樹の人工造林を行うに当たり、郷土樹種であるケヤキの混植に努めるものとします。

ウ 伐採後の適正な造林の確保について、森林の持つ多面的機能の発揮及び、将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

エ 低コスト造林の推進について、施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向

上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。

## 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、表3-1に示す内容を標準に、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合いを勘案して適切な時期に実施します。

表3-1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	地位級	間伐時期(林齢)					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高(m)	平均直径(cm)	材積(m³)	
スギ	植栽本数 3,000本	3	16	22	32	55	26.5	38.0	833.6	1 間伐は原則とし 青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとします。 2 *は保育間伐とします。	
	伐期80年 本数伐採率		30.1	28.6	27.7	27.8					
アカマツ	植栽本数 4,000本	3	20	23	31	38	24.4	39.1	456.2		
	伐期80年 本数伐採率		32.4	32.0	33.0	33.6					30.3
カラマツ	植栽本数 3,000本	3	* 11	17	38		22.7	25.9	322.2		
	伐期80年 本数伐採率		41.1	38.1	34.0						
広葉樹	天然更新 伐期100年本数 伐採率	2	50 48.2	70 48.2			20.0	26.6	163.9		

注1 上記の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

2 下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。

3 育成複層林施業にあっては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業にあっては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。

4 森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図ることとします。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準に、当該森林の植生状況、立木の成長度合いを勘案して適切に実施します。

表3-2 保育の作業種別の標準的な方法

樹種	種類	林 齢																				施行回数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21 ~ 25	年数	回数	
スギ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△	△															8	9
	除伐											○												1	1
	枝打ち											○								○		△		3	3
	つる切り 雪起等し等																							適 宜	
アカマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																6	7	
	除伐											△												1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
カラマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																6	7	
	除伐									○														1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												10	10	
	除伐														○								1	1	
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	

注1 ◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

### 3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

また、間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を活かした路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の<sup>かんよう</sup>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：土地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ



き森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定するものとします。なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができ、この場合は公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとします。

各機能別の区域の設定基準は次のとおりとします。

表 4-1

水源 <sup>かんよう</sup> 涵養機能維持増進森林	河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養保安林、干害防備保安林
土地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林で、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等
快適環境形成機能維持増進森林	生活環境を保全する風害・水害・干害等の防備保安林
保健文化環境形成機能維持増進森林	史跡、名勝の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健保安林、風致保安林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

注 生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

#### (1) 水源<sup>かんよう</sup>の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源<sup>かんよう</sup>涵養機能の評価区分が高い森林など水源<sup>かんよう</sup>の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、表 4-2 により定めることとします。

##### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を定めることとし、森林の区域については、表 4-3 のとおりとします。

【森林の伐期齢の下限】

地 域	樹 種				
	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
町内全域	55年	50年	50年	65年	40年

なお、森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

(2) 水源涵養機能<sup>かんよう</sup>以外の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を、表4-2により定めることとします。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等に適した森林、史

跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
 (1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林

#### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を推進します。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めることとします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

なお、それぞれの森林の区域については表4-3のとおりとします。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地 域	樹 種				
	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
町内全域	90年	80年	80年	110年	60年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、表4-2により定めることとします。

### (2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進します。

表4-2 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)	
水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	228林班～267林班、269林班～283林班、285林班～298林班、300林班～332林班、335林班～342林班、343林班い小班3-1～3-3、5、7～10-5、11、14、15、17-1、17-2、344林班、346林班～370林班、372林班～379林班、381林班～392林班	5,280.21	
水源涵養機能以外の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防 止及び土壌 の保全の機 能の維持増 進を図るた めの森林施 業を推進す べき森林		
	快適な環境 の形成の機 能の維持増 進を図るた めの森林施 業を推進す べき森林	264林班い小班9、11、ろ小班7、は小班1、2 (対象：防火保安林地区)	4.46
	保健文化機 能の維持増 進を図るた めの森林施 業を推進す べき森林	343林班い小班2、4-1、4-2、6-1、6-2、10-6、12-1、12-2、13、16、18～22、24、345林班い小班	81.4
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			

<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>228林班い小班6、7、9～19、35～44、ろ小班1～17、229林班い小班3、229林班ハ小班2、5、6、8、10、12-1、12-2、15-1～25、27～37、に小班1～15、230林班ろ小班8～16、231林班い小班1-1～32、ろ小班1～13、15～18、20-1～32、232林班い小班9～20-2、ろ小班1-1～6、9～19、233林班い小班2-1～16、234林班い小班11～19、235林班い小班1、2、5、9-1、9-2、12～15、17～41、ろ小班14、17-1～19、21～24、34～42、は小班4、6～15、236林班イ小班1-1～22、ろ小班2～19、237林班い小班1～10-2、12～26、ろ小班1～9、11～13-3、15～20、41、42、238林班い小班1～6-3、8～11-4、13～15、18～23、27-1～28-2、31、35、37、38、42～44、239林班い小班1-1～8、ろ小班5-1～5-10、7-1～9、11～13-2、15～19-2、240林班い小班1～7、11-1～14、17～41、ろ小班1～9、241林班い小班1～14、23、24、ろ小班1～31、242林班い小班1-1～1-16、9、10、243林班い小班1～3、5～16、244林班い小班1、2、4～14、245林班い小班1～6、8、10～13-3、15、17-1～19、ろ小班1～40、は小班1～7、246林班い小班2～5、7～12、14～19-3、ろ小班1-1～14、16、17、247林班い小班1～7、9～20、22～28、ろ小班1～41、248林班い小班1～12、ろ小班1-1～12、249林班い小班1～29、ろ小班1～10、13～15、は小班1～15、250林班い小班1-1～6、9～13、17～34、ろ小班1～9、は小班1～6、251林班い小班1～34、ろ小班1-1～11、14～22、252林班い小班1～11-3、ろ小班1～17、は小班1～21、253林班い小班1～16-4、18、ろ小班1～19、21、23-1～26、254林班い小班1～2-19、7、8、11～13、15-1～16、21～25、ろ小班1～20、22、255林班い小班1～4、6、7、9～11、14～16、ろ小班1～3、5～13、256林班い小班6、7、9～16、18、ろ小班1～19、21-1～24、26～32、257林班い小班2～8、ろ小班1～4、6～10、12～19、258林班い小班1-1～6、10～14、259林班い小班1-1～1-3、3-1～15-4、17-1～32、ろ小班1～14、260林班い小班1～6、9～15、19～26、28-1～29、261林班い1、3～10、ろ小班1～11、16、17、は小班1～9、262林班い小班2-1～8-2、ろ小班1-1～5-2、7、10、11、263林班い小班3-1～3-3、7～12、ろ小班3～6、8～10、は小班1～11、264林班い小班1、2、13、14、ろ小班1～3、5、8、は小班10、11、265林班い小班1～6、8～11、266林班い小班1～8、10～12、267林班い小班1～4-7、6～9、11、269林班い小班1～8、11-1～14、270林班い小班1-1～7、10～12、ろ小班1～4-2、6、7、271林班い小班1～2-2、4、ろ小班1、2、4～12、272林班い小班1～6、8-1～10、13～15、23、24、26、273林班い小班1-1～2、4～9、11、12、274林班い小班2～5、8～14、275林班い小班1-1～1-7、3、5-1～6-1、276林班い小班1-1～7、ろ小班1～4-13、7、8、は小班1～7、11、12、14-1～20-4、に小班10～12-9、15-1～16、ほ小班3、277林班い小班2～6、8～31、ろ小班1～12-2、15-1～23、25～36、39～53-2、55～68、278林班い小班1～12、279林班い小班1～6、ろ小班1～3、5、6、12～14-1、14-3、280林班い小班7、8、281林班い小班1、2、5～9、282林班い小班1、ろ小班1-1～3、5～12、283林班い小班2、ろ小班1～9、17～23、285林班い小班6～13、16、17、ろ小班1～10、286林班い小班2～4-2、6～21、287林班い小班1～7-2、288林班い小班1～14、ろ小班1、2、4～9、289林班い小班1、3～7、290林班い小班1～11、ろ小班2、4、6、8～13、18、21、25～27、291林班い小班4～16、18～24-2、ろ小班2～6、9～12、292林班い小班1-1～9、19、21、24、26～29、34-1～37、293林班い小班1～19、21～24-2、26-1～42、44-1</p>	<p>2,763.72</p>
---------------------------------------	--	-----------------

	<p>～53、ろ小班5～10、は小班1-1～8、11、12、14-1、14-2、294林班い小班1～16、18、19、23～28、295林班い小班1～19、ろ小班1-1～25、296林班ろ小班1～31、は小班1～19、297林班い小班1～13、ろ小班1～47、57-1～67、71～92、は小班1～45、ろ小班1～32、は小班1～32-2、に小班1-1～15、300林班い小班1～32、ろ小班1～17、301林班い小班1～44、ろ小班1～27、は小班1～22、に小班1～16、302林班い小班1-1～10、303林班い小班1～26、ろ小班1-1～3、6～13、は小班1-1～4、304林班い小班1-1～1-4、4～27、305林班い小班1～11、306イ小班3-3、3-4、6-3、7-3、8-3、12-1～13、ろ小班1-1～12、は小班1-1～11、に小班1～27、307林班い小班3、6-1～6-4、8-1～35、ろ小班1-1～13、308林班い小班1～11、ろ小班1～6、309林班い小班1～14、ろ小班1～18、310林班い小班1～17-2、ろ小班1～10、は小班1～16、311林班い小班1～4、ろ小班1～8、10～18、312林班い小班1～3、5～12、ろ小班2～31、は小班1～6、313林班い小班1～7-3、10、12、13、15～34、ろ小班1-1～9、12～48、314林班い小班1～27-3、315林班イ小班1～38、40～76、ろ小班1～65、は小班1～49、316林班い小班1-1～35、ろ小班1～19、317林班い小班1～16、ろ小班1～24、318林班い小班1～12、319林班イ小班1～12、14～17、ろ小班1～13、320林班い小班1-1～6、321林班い小班1～14、ろ小班1-1～1-3、3～8、322林班い小班1～21、323林班い小班1～3、5～16、324林班い小班1～21、325林班い小班1～19、326林班い小班1～3、6-1、6-2、8～16、330林班い小班2-1～15、335林班い小班3、4、9、11、20、21、ろ小班1、2-3、12-1、12-2、13、14、は小班1-1、1-2、337林班い小班1～42、ろ小班1～25、338林班い小班4、340林班い小班38～40、42～45、349林班い小班3～6、10～12、ろ小班1～3、5-1～9、11、13～19、350林班い小班1～7、351林班い小班2～18、352林班い小班1～30、353林班い小班1～8、10～29、354林班い小班1～35、355林班い小班1～16、356林班い小班1～9、14～17、19～25、357林班い小班1～36、ろ小班1～51、358林班い小班1～47、359林班い小班11、12、14、15、360林班い小班1～3、5～14-3、16、17、44～47、ろ小班1～9、29～32、は小班1～20、363林班い小班1-1～5-4、9、27、364林班い小班1～7-2、ろ小班1～3、5、8～20-2、373林班い小班32～38、374林班い小班18、377林班い小班1～7、9～16、ろ小班1～22、378林班い小班1～27、ろ小班1～24、379林班い小班1～21、ろ小班1～13-2、381林班い小班3-4～3-6、387林班い小班1-2、388林班い小班6、391林班い小班3、5、ろ小班10、11、392林班い小班12（対象：国立公園区域及び保安林以外の普通林）</p>	
--	---	--

表4-3 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の <sup>かんよう</sup> 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	228林班～264林班い小班8-2、10-1、10-2、12～ろ小班6-8、8、は小班3-1～267林班、269林班～283林班、285林班～298林班、300林班～332林班、335林班～342林班、343林班い小班3-1～3-3、5、7～10-5、11、14、15、17-1、17-2、346林班～370林班、372林班～379林班、381林班～392林班	5280.21

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	264林班い小班9、11、ろ小班7、は小班1、2、343林班い小班2、4-1、4-2、6-1、6-2、10-6、12-1、12-2、13、16、18～22、24、345林班い小班	85.86
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在町森林所有者を含む森林所有者等への普及啓発活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受委託等を担う森林組合や素材生産事業者等について、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進するものとします。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業の集約化に取り組む者に対する長期の森林施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや三八上北流域林業活性化センターを活用し、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進するものとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業の受委託等森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等、森林所有者が森林の施業又は経営の受託等を実施する上で、留意すべき事項は現状の立木把握、委託契約書や分収契約書の作成及び地上権の設定等が生じることから、町や森林組合等が連携して必要な情報の提供や助言をすることとします。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実施することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとします。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

## 5 その他必要な事項

特になし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の民有林における林家等森林所有者の大部分は、5ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために町、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備するとともに、地域にリーダーを配置して間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、地域単位での森林施業の共同実施又は施業委託の推進を図っていきます。

特に、本町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ります。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するための施業実施協定の締結を促進して、高密作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育、間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては地区集会等への参加を呼び掛け、その集会等を利用して森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営に対する参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促します。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で作成する者全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体への共同委託により実施することとし、作業路網その他の施設の維持管理は共同作業者が共同で実施します。

なお、共同作成者の一人が施業等の共同化を遵守しないことにより、他の共同作業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにします。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 路網等の整備に関する事項

#### (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要森林施業を効果的にかつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網



と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質に応じた林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

森林施業の実施は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分を次の表のとおり区分し、また、作業システムは、車両系作業システム又は架線系作業システムとし、それぞれ、傾斜区分に応じて適用するとともに、当該傾斜区分及び作業システムによる場合の路網密度を次の表のとおり定めることとします。

表7-1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	—	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

## (2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

### ア 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設に関する留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、青森県林業専用道作設指針（平成23年3月18日制定）に則り開設するものとします。

#### 【林道の開設又は拡張に関する計画】

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所	利用 区域 面積 (ha)	前半 5ヶ 年の 計画 箇所	対図 番号	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	階上町	寺下土折	5箇所	1,896			
拡張(舗装)	自動車道	林道	階上町	寺下土折	1.1km	1,896			

## イ 細部路網の整備に関する事項

### ① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、青森県森林作業道作設指針（平成23年5月18日制定）に則り開設するものとし、林道や林業専用道との開設や連結等に配慮するとともに、土工量が少なくなるよう路線を選定するものとします。

### ② その他必要な事項

特になし。

## (3) 作業路網の整備に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

## (4) その他必要な事項

特になし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用関係の安定化による他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善を推進するとともに、青森県林業労働力確保支援センターを活用して県内外の女性を含む若年層を中心とした林業相談会の開催、就業体験等の実施による新規就業者の確保及び技能・技術の習得のために、森林資源の成熟に伴い、間伐や道作りを効率的に行える人材を育成することとし、計画的な研修等による林業就業者のキャリア形成を支援することとします。

また、森林組合等の林業事業体の経営方針の明確化、事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等の事業の合理化等による経営体質の強化を推進することとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の効率化、安全作業の確保等の労働環境の快適化、魅力ある職場づくりによる若年者の定着化を促進するとともに、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入を促進することとします。

また、生産性コストの低減及び労働強度の軽減を図るためにも、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進することとします。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒	町内一円 (傾斜地)	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		フォワーダ、チェーンソー	プロセッサ
集材		フォワーダ、集材機	フォワーダ、スイングヤーダ、 タワーヤーダ
伐倒	町内一円 (緩斜地)	チェーンソー、ハーベスタ	ハーベスタ
造材		フォワーダ、チェーンソー	プロセッサ
集材		トラクタ	フォワーダ
造林 保育 等	地拵え	フォワーダ	フォワーダ
	下刈り	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

注) 現状及び将来の欄には、作業の種類ごとの工程に使用する機械を記載している。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林所有者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、取扱量や多様な需要に対応できるよう原木市場を相互に結ぶ情報ネットワークや、原木を山土場から直接加工側へ搬送するシステムを構築し、品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる体制を整備するとともに、原木市場及び加工施設の整備を推進することとします。

4 その他必要な事項

特になし。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法  
区域設定なし。
- 2 その他必要な事項  
特になし。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

当町において、松くい虫による松枯れ及びカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は発生していないものの、森林病虫害等の駆除及び予防について、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除を行うため、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、県と連携しながら広報等を利用した普及啓発に努めます。

###### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、行政機関、森林組合及び森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを進めます。

##### 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、ニホンジカの日撃情報が増加していることから、国や県、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携・調整し、森林のモニタリングに努めるとともに、必要に応じて防護柵の設置等植栽木の保護措置やわな等の捕獲による被害防止対策に取り組むものとします。

一方で野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るものとします。

##### 3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、町の広報紙等を利用した山火事防止の啓発を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

##### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、町の火入れに関する条例に基づき実施することとします。

##### 5 その他必要な事項

特になし。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

#### ○保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
(階上岳) 鳥屋部字 行人	343-イ 344-イ 345-イ	181.64	87.88	93.76	0	0	

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林・保育・伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し又はその状態に誘導することとして、下表に示す方法に従い積極的に施業を実施します。

#### ○保健機能森林区域内の森林における造林

施業の区分	施業の方法
造林、保育、伐採、その他	特定広葉樹育成施業の方法による。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 森林保健施設の整備

##### ○森林保健施設の整備

施設の整備
①整備することが望ましい施設 管理施設、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
②留意事項 ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とします。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い場のメンテナンスを行います。

#### (2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林区域内における、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は下表の示すとおりです。

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	14m	
ヒバ	18m	

### 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、国土の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めます。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画することとします。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めます。

#### (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(該当なし)

#### (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

各公益的機能の維持増進を図る森林の区域及び施業の方法は、IIの第4の公益的機能別施業森林の整備等の森林整備に関する事項のとおりとします。

#### (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

IIの第5委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項によるものとします。

#### (4) IIIの森林の保護に関する事項

IIIの森林の保護に関する事項によるものとします。

#### (5) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
角柄折・蒼前	259林班、260林班い小班9～15、19～26、28、29、262～267林班、269～281林班	451.81
金山沢	228～242林班、243林班い小班1～3、244林班、245林班い小班1～6、8、10～13、15、17、は小班1～7、247林班、258林班い小班1-1～1-4、4～6、10～14、377林班ろ小班16	513.00
晴山沢	243林班い小班12、13、245林班ろ小班1～40、248林班、249林班い小班1～29、251林班、252林班い小班5～7、は小班1～21、363～370林班、372林班、376林班い小班1～40、ろ小班1～13	804.08

赤保内	282林班、283林班、285林班、286林班 い小班2～4、6～18、21、287～291林班、 320～325林班、327林班、328林班い小 班7～14、329林班、330林班、335林班 ろ小班1～14、は小班1、2、4～6	478.01
鳥屋部	255林班ろ小班1～3、5～11、256林班、 257林班、258林班い小班2～3、260林班 い小班1～6、261林班、286林班い小班 19、20、326林班、331林班、332林班い 小班1-1～1-4、5～14、ろ小班1-1～1- 10、2～6、は小班1～12、に小班1～6、 335林班い小班1～4、6～21、336～355 林班	901.78
田代	249林班ろ小班1～10、13～15、は小班 1～15、250林班、373～375林班、377林 班い小班1～7、9～16、ろ小班1～22、 378林班、379林班、381～392林班	917.12
道仏	292～298林班、300～319林班、328林班 い小班1～6	928.67
平内	243林班い小班5～11、14～16、245林班 い小班18、19、246林班、252林班い小 班1～4、8～11、ろ小班1～17、253林班、 254林班、255林班い小班1～4、6、7、 9～11、14～16、ろ小班12、13、356～ 362林班	371.60

## 2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進し、林業への新規就業と必要な知識・技術の習得等を通じて効率的かつ集約的な森林施業の共同化を推進します。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

自然の大切さとふるさとへの愛着心を育むため、公共施設におけるまちづくり参加プログラムの中に、森林・林業体験プログラム等を取り込み、森林づくり直接参加を推進します。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

階上岳周辺の森林は、森林と人とのふれあいの場として期待されていることから、オートキャンプ場、管理施設、遊歩道等の維持管理や整備を進めます。E地区には、広葉樹の大径木が点在する里山林が残されており、町民の憩いの場にもなっているため、この地区の里山林を保全するとともに、自然散策の拠点となるよう遊歩道の整備を行います。

##### 【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
交流の森	鳥屋部	1.5ha	鳥屋部	1.5ha	1
	字行人	駐車場 2,100㎡	字行人	駐車場 2,100㎡	
	E地区	広場 2,200㎡	E地区	広場 2,200㎡	
		トイレ 1棟		トイレ 1棟	
			維持管理		
つつじの森	鳥屋部	1,000ha	鳥屋部	1,000ha	2
	字行人	遊歩道 4km	字行人	遊歩道 4km	
	H地区	管理棟 1棟	H地区	管理棟 1棟	
		給水施設 1式		給水施設 1式	
		オートキャンプ場 1箇所		オートキャンプ場 1箇所	
		展望台 1箇所		展望台 1箇所	
		駐車場 1,600㎡		駐車場 1,600㎡	
		トイレ 1棟		トイレ 1棟	
					維持管理

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### （1）地域住民参加による取り組みに関する事項

小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着心を育むため、町が行う「町づくり」参加プログラムの中に、森林、林業体験プログラム等を取り込み、森林づくりへの直接参加を推進します。

##### （2）上下流連携による取り組みに関する事項

森林内で培われた水は、町内の各河川を通じて海へ注ぎ、豊かな海産資源を育み、農林水産業の発展に大きく寄与しています。

このようなことから、水源涵養機能を重視した森林整備の推進を図ります。

##### （3）法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加推進対策

第6の2施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針により、施業実施協定への参画を推進します。



- (4) その他  
特になし。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行うこととします。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとします。

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令による施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施します。また、国土の保全の観点から森林として管理する土地、環境の保全等の観点から保全すべき森林については、それぞれ適切な森林施業を通じた管理に努めます。なお、町有林に関しては、適正な境界管理を実施するとともに、計画的に森林整備を進めるために必要な森林経営計画の作成を推進し、整備に当たっては環境先進企業との連携を図るものとします。

### (2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密接にし、施業技術の普及啓発と森林所有者の経営意欲の向上に努めます。

### (3) 森林病虫害防除に関する事項

森林の手入れ不足から森林の病虫害被害が増える可能性があるため、森林組合を中心に各種事業による枝打ちの実施を奨励し、被害地域の拡大防止に努め、森林所有者に対する被害防止の普及啓発活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林の育成に努めます。

### (4) 町有林の整備

本町は現在、人工林を中心に約40haの町有林を有していますが、人工林の多くが利用期を迎えていることから、これらの森林資源を有効に利用しつつ、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、適切な森林の整備に努めます。

付属資料

1 市町村森林整備計画概要図  
別添のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総 数			0～14歳			15歳～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 17年	15,356	7,972	7,384	2,300	1,162	1,138	3,306	2,183	1,123
	平成 22年	14,699	7,423	7,276	1,835	955	880	2,654	1,615	1,039
	平成 27年	14,025	6,984	7,041	1,471	761	710	2,316	1,329	987
構成比 (%)	平成 17年	100	51.9	48.1	15.0	7.6	7.4	21.5	14.2	7.3
	平成 22年	100	50.5	49.5	12.5	6.5	6.0	18.0	11.0	7.0
	平成 27年	100	49.8	50.2	10.5	5.4	5.1	16.5	9.5	7.0

	年次	30歳～44歳			45歳～64歳			65歳以上			不詳
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数 (人)	平成 17年	2,747	1,350	1,397	4,239	2,185	2,054	2,764	1,092	1,672	0
	平成 22年	2,473	1,196	1,277	4,486	2,300	2,186	3,189	1,315	1,874	62
	平成 27年	2,003	1,025	978	4,280	2,126	2,154	3,802	1,642	2,160	153
構成比 (%)	平成 17年	17.9	8.8	9.1	27.6	14.2	13.4	18.0	7.1	10.9	0.0
	平成 22年	16.8	8.1	8.7	30.5	15.6	14.9	21.8	8.9	12.9	0.4
	平成 27年	14.3	7.3	7.0	30.5	15.2	15.3	27.1	11.7	15.4	1.1

(国政調査)

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木材製品製造業	
実数 (人)	平成 17年	6,835	543	7	243	793	2,132		3,845
	平成 22年	6,611	409	34	204	647	1,974		3,755
	平成 27年	6,480	387	25	151	563	1,961		3,818
構成比 (%)	平成 17年	100	7.9	0.1	3.6	11.6	31.2		56.3
	平成 22年	100	6.2	0.5	3.1	10.1	31.0		58.9
	平成 27年	100	6.0	0.4	2.3	8.7	30.3		58.9

(国政調査) ※総数には「分類不能」を含むため、内訳を合算しても一致しません。

(2) 土地 利 用

	年 次	総土地 面 積	耕 地 面 積						
			計	田	畑	樹園地			
						果樹園	茶 畑	桑 園	
実 数 (ha)	平 成 17 年	9,387	525	142	378	5	5	0	0
	平 成 22 年	9,391	538	150	383	5	5	0	0
	平 成 27 年	9,401	483	114	365	4	4	0	0
構 成 比 (%)		100	5.1	1.2	3.9	0.1	0.1	0	0

	年 次	草 地 面 積	林 野 面 積			そ の 他 面 積
			計	森 林	原 野	
実 数 (ha)	平 成 17 年	168	5,554	5,554		3,140
	平 成 22 年	144	5,470	5,470		3,239
	平 成 27 年	147	5,468	5,468		3,303
構 成 比 (%)		1.6	58.2	58.2		35.1

(資料：農林業センサス)

## (3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	住宅・工場用地	レジャー施設用地	農用地	公共施設	その他
H26年～H30年	28.72	0.03	0	0.06	0	28.63

(資料：青森県林政課・平成30年度)

## (4) 森林資源の現況等

## ①保有形態別森林面積

(単位：ha、%)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	5,433.60	100.00	5,300.04	3,233.40	2,066.64	59.51	
国有林	95.13	1.75	68.69	68.69	0	72.21	
公有林	計	1,384.80	25.49	1,383.56	1,341.81	41.75	96.90
	都道府県有林	1,122.93	20.67	1,122.83	1,101.38	21.45	98.08
	市町村有林	39.67	0.73	38.53	18.23	20.30	45.95
	財産区有林	222.20	4.09	222.20	222.20	0	100.00
私有林	3,953.67	72.76	3,847.79	1,822.90	2,024.89	46.11	

(資料：青森県林政課・平成30年度、三八上北国有林の地域別森林計画書・令和元年度)

## ②在町者・不在町者別私有林面積

	年度	私有林合計	在町者面積	不在町者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	令和元年度	3,954	3,013	941	790	151
構成比 (%)	令和元年度	100.0	76.2	23.8	20.0	3.8

(資料：森林簿)

## ③民有林の齢級別面積

(単位：ha)

	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級 以上
民有林計	5,338	49	138	241	956	1,403	2,445
人工林	3,165	37	48	156	584	1,234	1,106
スギ	1,594	18	8	102	363	619	484
アカマツ	1,375	1	3	5	202	609	555
カラマツ	97	4	4	1	18	6	64
クロマツ	1	—	—	—	—	—	1
ヒバ	5	2	3	—	—	—	—
その他針葉樹	1	—	—	1	—	—	—
広葉樹	92	12	29	47	1	0	3
天然林	2,067	12	90	85	372	169	1,339
その他	107	—	—	—	—	—	—
備考	民有林計には無立木地107haを含む						

(資料：青森県林政課・平成30年度)

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha
林家数(戸)	1	13	14	15	4	4

面積規模	50～100ha	100～500ha	500ha以上	総 数
林家数(戸)	3	2	0	56

(資料：農林業センサス)

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延長 (km)	備 考
基幹路網	11	35.35	
うち林業専用道			

(資料：階上町建設課)

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延長 (km)	備 考
森林作業道			

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在

(6) 階上町における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		28,884
内 訳	第1次産業	2,309
	うち林業(B)	134
	第2次産業	6,188
	うち木材・木製品製造業(C)	0
第3次産業		20,507
B + C/A		0.46%

(資料：青森県市町村経済計算・平成27年度－青森県統計分析課)

② 製造業の事業所数・従事者数・現金給与総額

		事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全 製 造 業 (A)		16	615	148,876
	うち木材・木製品製造業(B)	1	—	—
B/A		6.25%	—	—

(資料：工業統計表・平成26年度－経済産業省官房調査統計グループ)

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従 業 員 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合				
森林管理署				
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	その他	備 考
集材機						
モーターブル						ジグザグ集材施設
リモコンインチ						無線操縦木寄機
自走式搬機						リモコン操作巻上搬機
運材車	3			3		林内作業車
ホイールラクター						主として牽引式集材用
動力式枝打機						自動木登式
計	3			3		
(高性能機械)						
フェラーハンチャ	1			1		伐倒、木揃用自走式機
スキッド						牽引式集材車輛
プロッサ、クランプルソー	1			1		枝払、玉切、集積用自走車
ハーベスター	4			4		伐倒、枝払、玉切、集積用自走車
フォワード	4			4		積載式集材車輛
クレーン						クレーン付き集材機

(資料：青森県林政課・平成30年度)

(9) 特用林産物の生産概況

(単位：kg)

	しいたけ	なめこ	ぎょうじゃ にんにく	くり	くるみ	しどけ	たらのめ	畑わさび	みず	わらび
生産量	45,000	161,000	11	17	224	15	11	51	51	14

(資料：青森県林政課・平成30年次)

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
		計画策定時点で経営管理権は設定なし	

(11) その他必要なもの  
特になし。